遼室君主權の成立に關する一考察（二）

小川裕人

五

開平元年（西紀九〇七）阿保機はその君主權の確立を企圖して、天皇王を號し、それを漢的に合法化するためにその年唐の禪を受けた後梁に封冊を求めた。これより先天祐元年（西紀九〇四）阿保機は李克用と雲中に會し、兄弟の約を結び、後梁を共攻することを誓つた。この誓約に背いてまで、共同の敵たるべき後梁に封冊を求めた點又開平三年の遣使の如きは、阿保機麾下に於いて第一の人物にして、契丹の軍國事を總括し、阿保機の親衞兵なる腹心部を主帥して居た耶律曷魯を派し又阿保機の母や妻すら贈物して居る點等から見て、その封冊を求むることの如何に熱心であつたかが窺はれよう。その契丹內部統制上、封冊を必要視した程度が想像に難くないであらう。斯くして阿保機は屢々遣使したが、その目的を達することが出來なかつた。舊五代史契丹傳は梁帝の返答を載せて

梁祖與之書曰、朕今天下皆平、唯有太原（河東節度使李氏）未伏、卿能長驅、精甲徑至新莊、爲我翦彼寇讎、與爾便行封冊。

とある。新五代史には更に

阿保機不能如約、梁亦未嘗封冊、而終梁之世、契丹使者四至。

とある。阿保機は遂に封冊を得ることが出來なかつたのである。

この間に阿保機は、後梁の希望に從て、河東方面へ積極的に兵を入れた樣子はない。その支那內地に兵を遣したのも、開平三年三月滄州節度使劉守文が、弟劉守光に攻められて援兵を求めたので、これに應じて弟舍利素と夷离堇敵魯をして、兵を率ゐて行かしめたのが一回のみである。幽州の劉仁恭・劉守光父子は、契丹にとつては欽德以來の宿怨があり、阿保機も亦既に屢々兵を交へたことがあつた。この宿敵劉氏に對してすら當時の阿保機はあまり積極的でなかつた。

阿保機が屢々兵を出してこれが經略に努力して居たのは、黑車子室韋であつた。遼史(卷一)太祖紀を見ると天皇王を自號した翌月には、早くもこれを征してその八部を降し、その年の十二月にもこれを打ち破つて居る。その翌二年五月には皇弟撒剌(刺葛)に詔してこれを討たしめ、同十月には輕兵を遣して、吐渾の叛して室韋に入つたものを取つて居る。更に三年十月にも鷹軍を遣して黑車子室韋を破つて居る。

この黑車子室韋の住地は、故岩佐精一郎氏の研究①によると、察哈爾省の商都の南方に當る地方であつたといふ。この地方は河東の背後を成す要地であるから、阿保機のこの地經略は河東進出の準備工作と見られぬこともないが、この地方は黑沙土で地味肥沃物資豐かであつたと推せられるから、未だ中國侵掠の十分なる自信のない契丹にとつては、この地に於ける豐かな部族は侵掠の對象としても不足ではなかつたであらう。

更に當時の阿保機に就いて特筆すべきは、その親衞軍の組織である。耶律曷魯傳(卷七二)には

(太祖)卽皇帝(天皇王)位、命曷魯總軍國事、時制度未講、國用未充、扈從未備、而諸弟剌葛等往往覬非望、

太祖宮行營、始置腹心部、選諸部豪健二千餘充之、以曷魯及蕭敵魯總焉。

とある。阿保機は諸部の豪健なる者二千餘名を選んで自己の親衞軍を組織した。尙耶律欲穩傳(卷七三)を見ると

太祖始置宮分(腹心部)以自衞、欲穩率門客首附宮籍、帝益嘉其忠云々。

とあつて突呂不部の人である耶律欲穩が率先して腹心部に參加したことを記して居る。これによると腹心部には自發的にその本部を出でてこれに加入したものも少くなかつたことが推せられる。この腹心部は天皇王なる阿保機の武力の精鋭を成すものであるが、その指揮の任に當つたものは、前揭の記事に於ける耶律曷魯、蕭敵魯の他に敵魯の弟阿古只及び耶律斜涅赤等があつた。

曷魯は幼時から阿保機に事へ、不遇の中より絕えずその身邊を守り、又部族や軍國の事に關する謀議に參與したのみならず、實際に軍隊の指揮官としても出征し他へ使して外交の任にも當つて居たことは彼の傳に詳しい。

敵魯傳(卷二)には、性寬厚、膂力絕人、習軍旅事、太祖潛藩、日侍左右、凡征討必與行陣、既卽位云々とある。

阿古只傳(卷七二)には、少卓越、自放不羈、長驍勇善射、臨敵敢前、每射甲楯輒洞貫、太祖爲于越時、以材勇任使、既卽位、與敵魯總腹心部云々とある。

耶律斜涅赤傳(卷七三)には早隷太祖幕下……太祖卽位、掌腹心部とある。

これらは阿保機の天皇王を稱する前より、契丹主たる阿保機の爲めに何よりも先づ軍人として常に戰に備へて居たのであるから、古代蒙古の首領の親兵たるネケルの如きものであつた。これ等の他に斜涅赤の弟老古(卷七三)に就いては、幼養宮掖、既長沉毅有勇略、隷太祖帳下、既卽位云々、とあり、又蕭痕德傳(卷七四)には、少慷慨、以才能自任、早隷太祖帳下、數從征討、既踐阼云々とあり、曷魯の弟覿烈傳(卷七五)には、初太祖爲于越時、覿

烈以謹愿寬恕、見器使、既卽位云々、とあり、耶律鐸臻傳（卷七五）には、幼有志節、太祖爲于越、常居左右、後卽位云々とある。彼等も亦早くから阿保機の戰士となつて居たのである。ウラヂミルツオフ[2]は「常に首領と行動を共にする戰友たるネケル達は軍隊の胚芽、近衞兵の胚芽であつた。各ネケルは將來の士官であり、將來の司令官であつた」と言つて居る。斯の如き阿保機の戰士の中から、その常備的親衞軍なる腹心部の指揮官の出たのも不思議ではない。（彼等は又一朝有事の際には國軍の司令官にもなつたことは言ふまでもない）。

而して右の如き阿保機の戰士の中から契丹の官吏的貴族階級[3]も發生したのである。耶律曷魯は迭剌部夷离堇となり、更に阿魯敦于越となつた。曷魯の死するや弟覿烈がこれに代つた。蕭敵魯は北府宰相となり、その死するや弟阿古只がその官に就いた。耶律斜涅赤は天贊元年迭剌部を二分して北（五）南（六）兩院となした時北院夷离堇となり、弟老古は右皮室詳穩となり宿衞を典した。又蕭痕德は北府宰相となり、耶律欲穩は奚迭剌部夷离堇となつて居る。斯くの如く曾ては諸部の名族の占めて居た契丹の高級官職も遼室の君主權の强化するに從てその職は次第に阿保機の戰士出身者の手に歸して行つたのである。（この詳細に就いては後に述べる）

彼等の出身部族を見ると、曷魯・覿烈兄弟及び蕭痕篤は迭剌部人、斜涅赤・老古兄弟及び鐸臻は六院部の人として記され、敵魯と阿古只とは、その先を回鶻人として傳へられて居る述律皇后の兄弟であり、欲穩は突呂不部の人であつた。六院部は迭剌部の分部であるから、先づ阿保機の權力發生の原動力を成したものは述律氏の一族の他は多く迭剌部であつた。（但し迭剌部には他の名族もあつて、初は阿保機の勢力もその全體には徹底して居なかつたことは後述の如くである。）

六

前述の如く阿保機は天皇王を號するや程なく、腹心部といふ親衞軍を組織した。斯くの如き親衞軍の組織された社會に於いては、可成り大なる戰爭の場合の他は、一般の氏族軍は召集されず、大抵はこの親衞軍によつて事を濟し、而して一面この常備軍は絶間なき戰爭及び掠奪行軍によつてのみ維持され得たのである。古代蒙古にけるネケル、古代ゲルマンに於ける隨兵に於いてその例が見られる。こゝに問題とする當時の契丹に於いても黑車子室韋等に對する侵掠は蓋し主として右の親衞軍のみによつて爲されたのであらう。又これによつて阿保機と諸部大人との間の溝が益々深められたことも想像出來る。

漢的思想に促されて、阿保機はその君主權の確立を企圖して天皇王を號し、支那式な崇天儀式と中原國家の封冊によつてその權力の永續化を計り、その武力の中樞として從來の親兵を增加して諸部の健豪二千人を選拔して近衞兵を組織した。斯く見來れば當時の阿保機の權力の發達は、固有の民主的思想を殘存して居る諸部の外に於いて進められ、寧ろ諸部とは對立すべき運命に在つたのである。諸部の迭立制擁護の運動が遂に阿保機の君主權發達の支障となつて現れたのも當然の勢である。

諸部大人が阿保機に迫り、旗鼓を傳へしめんと迫つたのは、斯くの如き情勢より出でたもので、阿保機は遂にこれに抗し難く、已むを得ずして旗鼓を諸部に返還した。而して彼はその本族を領し、既に得た所の多くの漢人達と共に古漢城を守り、自ら別に一部を成さんとして諸部の承諾を得たことは既揭の漢高祖實錄に見えて居る。④

この事件の起つたのは、遼史に所謂太祖卽位の三年十月頃から四年七月頃までの間と見ることの妥當なるは余

が曾てこれを主張した。又古漢城の位置に就いてはこれを獨石口外の石頭城子附近とする故箭内博士の明快なる考證は疑ふべき理由を見出し得ない。宋白の續通典には

阿保機居漢城、在檀州西北五百五十里、城北有龍門山、山北有炭山、炭山西、是契丹室韋二界相連之地、其地灤河上源、西有鹽泊之利。

とある。檀州(密雲)の西北五百五十里で灤河の上源と言へば、大體石頭城子附近でよい。漢城の北方には炭山があり、その西は契丹室韋兩族の境界の地で、西方には鹽泊の利があつたといふ。更にこの漢城事件の起つた當時の遼史の記載を見ると、太祖紀卽位第三年五月の條には、

甲申置羊城于炭山之北、以通市易。

とあり、冬十月の條には

己巳遣鷹軍討黑車子室韋破之。

とある。この頃阿保機は炭山附近の經營をし、黑車子室韋の經略を行つて居たやうである。黑車子室韋の往地は前述の如く岩佐氏の研究によれば今の察哈爾省の西南隅、商都の南方のやうである。この地方に黑車子室韋が住したとすれば、阿保機の一據城なる石頭城子附近の漢城の北方に在つた炭山の西方が、契丹室韋二界相連之地とされて居ても不都合はない。斯く考へて前記太祖紀の記事を見るとその年五月に炭山の北に羊城(貿易場)を置いて市易を通じ、十月には鷹軍を遣して黑車子室韋を討つたとすれば、當時阿保機は大體この地方の經營をして居たので、從てこの間は漢城地方に居たと考へられる。又北蕃地理には

小鹽泊、周圍百里、東至上京二千里、契丹更名惠民湖、(虜中呼爲)落黎泊、東至炭山、西至鹽泊。

とあつて、炭山の西方には鹽泊があつたことがこの記事によつても知られ、前掲續通典の西有鹽泊之利といふ記載にも適合する。又資治通鑑(卷二六五)開平元年五月の條に、この漢城事件を記して

阿保機擊黃頭室韋還、七部劫之於境上、求如約、阿保機不得已、傳旗鼓、且曰、我爲王九年、得漢人多、請帥種落、居古漢城、與漢人守之、別自爲一部、七部許之。

とある。これによると阿保機は室韋を擊つての歸途に於いて諸部に迫られたこととなつて居る。こゝには黑軍子室韋とはなく黃頭室韋とあるがこの室韋名には多く拘泥するを要しない。唐末回紇沒落の際烏介可汗の逃入した室韋部落を、新唐書回鶻傳には黑車子とあるが、舊唐書の同傳には和解室韋として居る。支那の記錄が阿保機の擊つた黑車子室韋を黃頭室韋と記する等のことは有り得ないことではなからう。又契丹東北方の經略は天祐三年までに一段落し太祖元年より五年の間は阿保機が專ら西南方の經略を進展させて居たことにも注意を要する。

斯く考へれば漢城事件は阿保機が漢城方面に在つて、その西方に在つた室韋の經略に從事した當時の出來事で阿保機は部族軍は召集せず、親衞兵のみでこれに當つて居たのであらう。而してこの年は阿保機麾下の第一の人物なる曷魯を後梁に遣してまでその封冊を求めたが、これも遂に失敗に歸したことは既述の如くである。諸部大人の乘ずるには絕好の機會であつたであらう。こゝに於いて阿保機は漢城據守の計を立てゝ、諸部大人の要求に應じたものと考へられる。その旗鼓に彼は多くの執着を有たなかつたかも知れぬ。こゝに彼が漢人を率ゐて古漢城を守らんとしたことは、前述の如く漢的形式によつてその君主權の永續化を企圖したと同傾向に出づるもので若し彼がこれに終始したら盛樂城に據つた拓跋氏とその支那內地に對する關係を等しくしたであらう。

契丹國志(卷一)太祖紀には

初唐末、藩鎭驕横、互相併呑鄰藩、燕人軍士多亡歸契丹、契丹日益强大。

とある。唐末支那內地の藩鎭が、互に鄰藩を相併呑して大統一を希求する勢は、契丹にも影響を與へ、これに亡歸した漢人は契丹强大化の因を成したことが知られる。又天祐元年(天復四年)に行はれた李克用・阿保機の雲中の會盟に關する唐書沙陀傳の記事には、李克用が阿保機を招いた動機を記して、

(李)克用、顧藩鎭皆附汴、不可與共功、惟契丹阿保機尙可用、乃卑辭召之。

とある。當時の阿保機は支那藩鎭と同一視されて居たかの如く解される。斯くの如き情勢の中に天祐元年に阿保機は太原の晉王李克用に誘はれて、汴の梁王朱全忠挾攻の約を成し、次で開平元年には支那式な形式によつて君主權の確立を企圖して開平二三年の交には梁に封冊を求め、太原の晉を挾攻する條件を提出されたのである。斯く見來ると開平三四年の交、阿保機が諸部大人に迫られるや、潔く旗鼓を返還して漢人と共に漢界に近い古漢城に據守せんと決意した事情が察知されるであらう。この形勢が進展したなら、拓跋氏の如くやがては支那內地に進出し、又突厥沙陀族に出でた李克用の如く中原獲鹿の仲間入りをしたかも知れぬ。然し阿保機は幾もなく諸部大人を誘殺し、再び全契丹の主權を恢復した。五代史記四夷附錄は阿保機の諸部大人誘殺物語を記して、

阿保機知衆可用、用其妻述律策、使人告諸部大人曰、我有鹽池諸部所食、然諸部知食鹽之利、而不知鹽有主人可乎、當來犒我、諸部以爲然、共以牛酒會鹽池、阿保機伏兵其旁、酒酣伏發、盡殺諸部大人、遂立不復代。

とある。この物語を以て直ちに歷史事實とはなし難いが、諸部誘殺が述律氏の策に出でたとすることは必ずしも認むべからざることではない。阿保機が支那に對し、文化的にも侵掠的にも積極的なるに對し、述律氏は可成り保守的だつたやうである。後述の如く阿保機が吳王使者の勸誘に應じて、幽州に南征せんとした時にも、述律氏

はその失敗に終るべきを指摘し、その輕舉を戒めてこれを思ひ止らしめたこと、又阿保機が王郁の勸によつて鎭州張文禮の救援に赴いた時、述律氏がその危險を說き、西樓羊馬の富に甘ぜしめんと力めたこと、又太宗が後晉討伐のために兵を中原に入れるのを諫止せんと力めたこと等によつても知られる。されば述律氏は終始遼室をして北族の主權者として甘ぜしめ、あまり中原に深入りすることを避けしめんとした形跡が認められる。阿保機に策を授けて諸部大人を誘殺し、再び契丹諸部の主權者たるに成功せしめたのもこの傾向の一の現れかも知れぬ。

七

諸部大人擊滅前の契丹の部族は、所謂契丹の八部の他に、阿保機の出身部なる迭剌部があつたことは既に異論がない。趙志忠の虜廷雜記には

太祖(阿保機)生而知、八部落主愛其雄勇、遂退其主(契丹主)阿輦氏(欽德)、歸本部、立太祖爲王。

とある。欽德は新唐書契丹傳によると、習爾の族人であるから、習爾が遼史に阿保機の伯父とされて居る釋魯と同一人とすれば、欽德も亦釋魯阿保機と同じく迭剌部から出て契丹主となり、阿保機が衆望を得てこれに代るや再びその本部なる迭剌部に歸つたのであらう。右の虜廷雜記の記事を忠實に解すれば契丹主なる欽德の他に八部落主卽ち所謂契丹八部の大人があつたことになるから、當時の契丹には迭剌部と他の八部を併せて九部あつたわけである。その九部は

迭剌部、乙室活部、頻沒部、實活部、集解部、納尾部、奚嗢部、旦利皆部、內會鷄部

である。然るに遼代には迭剌部の他の八部の名は全く見えず、これと異つたやうに思はれる七部の名が見えて居

る。卽ち

乙室部、品部、突擧部、烏隗部、突呂不部、楮特部、湟刺部。

である。この中多少類似の名も見えるが、その盡くの音の比定は到底望めない。されば余は所謂契丹八部は、諸部大人誘殺後に多少分合されて七部が組成され、迭刺部と併せて新に契丹八部が成立したのであらうと考へたい。尙その詳しい理由は後に述べる。

こゝに於いて迭刺部の構成に就いて考へる必要がある。趙志忠虜廷雜記には、

阿保基變家爲國之後、始以王族號爲橫帳、姓世里沒里、以漢語譯之謂之耶律氏。

とある。阿保機建國の當初には王族、橫帳、世里沒里が大體その範圍を等うして居たやうである。遼初橫帳と呼ばれたのは津田左右吉博士の研究によると、所謂三房一帳のことである。卽ち

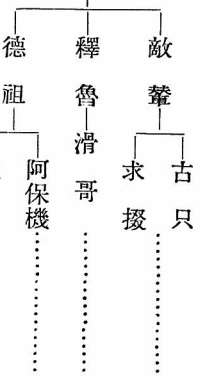

これによつて見ると橫帳は大體一の宗族(大家族)とも見られるものである。世里は耶律に當り、沒里は太祖紀に阿保機の出自として記されて居る耶律彌里の彌里と同意語であることは白鳥博士⑥の曾て指摘された如くであらう。前揭虜廷雜記の記事によると、世里沒里は漢語に譯すと耶律氏に當るといふ。世里が耶律であること右の如

くとすれば、沒里は氏に當てゝよいわけである。されば沒里は大家族と見てよい程度のものであらう。而してこれが社會的單位であつたことは、次の記事によつても察せられる。遼史(卷七三)(耶律)頗德傳には

會同初、改迭剌部夷离堇爲大王、卽拜頗德、旣而加探訪使、舊制肅祖以下宗室稱院、德祖宗室號三父房、稱橫帳……耶律斜的言、橫帳班列不可與北南院竝、太宗詔在廷議、皆曰然、乃詔橫帳班列居上、頗德奏曰臣伏見官制、北南院大王品在惕隱上、今橫帳始圖爵位之高、願與北南院參任、茲又恥與同列、夫橫帳與諸族皆臣也、班列奚以異、帝乃諭百官曰、朕所不知、卿等不宜面從、詔仍舊制。云々

とある。この記事に於ける橫帳は大橫帳以外の三房を意味するものなるが、これが社會的地位に於いて、一團のものとして取り扱はれて居たことが知られる。

又遼史卷一太祖紀には阿保機の出自を記して、

契丹、迭剌部、霞瀨益石烈鄉、耶律彌里人。

とある。これによると迭剌部は幾つかの石烈に分れ、その石烈の更に下に彌里(沒里)があつたと推される。遼史(卷三三)營衞志下、部族下には、迭剌部の分部なる五院部は、大蔑孤、小蔑孤、甌昆、乙習本の四石烈に分れ、六院部は轄懶、阿速、斡納撥、斡納阿剌の四石烈に分れて居ることが知られる。この六院部の轄懶石烈は阿保機の耶律彌里(世里沒里)の屬した霞瀨益石烈と同じと推されるから、從て迭剌部の、卽ち五院部、六院部の行政區分の最下單位は彌里(沒里)であつたらうと考へられる。遼史(卷三三)には契丹の部族に就いて、部落曰部、氏族曰族と記し更に

契丹族族、分也而居、合族而處。

とある。既揭契丹國志初興本末の記事には、灰牛白馬の始祖傳說を記し、此其始祖也、是生八子、各居分地、號八部落と言ひ、次に所謂契丹八部の名を擧げて居る。これによると契丹の八部は各部每に分地して居たやうである。斯く考へて前記營衞志の記事を見ると、契丹故俗として分地して居たのは部卽ち部落であつたのである。さればこの記事を補足して見れば、「契丹故俗に於いて部落は地を分つて居り、族(氏族)を合して處かれた」といふことになる。こゝに言ふ族(氏族)を大家族程度のものと解すれば前述の彌里(沒里)と同じこととなり、この彌里(沒里)を單位とするといふ迭剌部の構成は右の營衞志の記事とは全く矛盾しない。更に營衞志には右の記事に續いて五院、六院兩部の說明をして、

有族而部者五院六院之類是也。

と言つて居る。然るにこれと對照すべきものとして、有族而不部者の例として、遙輦九帳と皇族三父房を擧げて居る。遼史(卷一)太祖紀元年正月の條に、庚子詔皇族、承遙輦氏九帳、爲第十帳。とあるによつても知られる如く、皇族世里氏の橫帳は遙輦氏九帳の各一帳に相當するものである。

遙輦九帳は舊契丹九部の各大人家(大家族)の子孫であることは余が曾て論證⑦した如くであるから所謂彌里(沒里)の範疇に入れ得べきものであり、皇族三父房が世里沒里なることは前述の如くである。されば有族とあるのは彌里(沒里)が何等かの形で存在して居る意味であらう。而して五院六院と遙輦九帳皇族三父房との相違は前者が部者で、後者が不部者なるの相違である。部は部落であるからこの兩者の相違は前者は部落を形成し、後者はこれを形成して居ない點であらう。遙輦九帳や皇族三父房は多くの部曲奴婢を包含して居ても、その單一彌里(沒里)なることはその成立より容易に想像し得るところであらう。更に不族の者の例を見ると、有部而不族者特

里特免稍瓦葛朮之類とある。營衞志下の聖宗三十四部のところを見ると、特里特免部は契丹八部から各二十戸づつを析いて奚地に戍せしめたものが戸口蕃息したので置いて部と爲したものであり、稍瓦部も曷朮部も共に諸宮及び横帳大族の奴隷を以て石烈を置いたのに始るもので、その戸口が蕃息したので部とされたのである。斯くの如き成立の部に於てはその單位を彌里(沒里)と見るよりは單一戸と見る方が妥當のやうである。されば同じく部者であつても有族の者は彌里(沒里)を單位とし、不族の者は單一戸を單位としたと考へるべきではなからうか。

斯く考へると前述の迭剌部が、彌里(大家族)を單位として居るといふ余の主張は、迭剌部の分部の五院、六院を有族而部者として居る營衞志の記事とも調和出來るであらう。

前掲營衞志に於ける契丹故俗分地而居、合族而處なる狀態が契丹部族全體に當てはまるとすれば、沒里を單位として居ることは迭剌部のみではなく、契丹部族全部であつたと考へられる。果して然らば諸部大人誘殺後の部族の分合は蓋しこの沒里を最低單位として行はれたのであらう。

然し斯くの如き沒里にも大小貴卑種々異つたもののあつたことは認めねばならぬ。殊に迭剌部には既述の如く早くから異種族なる奚の分子が含まれ、農耕性が多かつたためか、階級の分化、權力的諸關係の發生が既に認められ、貴權の家族には多くの部曲や奴婢が屬して居た如く想像される。世里氏や遙輦氏九帳族も蓋し斯くの如き貴族的家族であつたのであらう。

諸部大人の誘殺後諸部の分合が行はれたことは前述の如くである。而して貴族的沒里であつた各部の大人家は大人その人は殺されたが、一族は尙殘存して、その部族人とは別に各一帳を成して、遼代に於いても貴族としての存在を維持したのではあるまいか。遙輦氏の中にも早くより阿保機に心を寄せて居た者もあつて、彼等がよく

九帳族を指導して、その後の行動に誤なきを得しめたと解される。耶律海里、耶律敵刺の如きはそれである。遙輦昭古可汗の裔として傳へられて居る海里の傳には、

太祖傳位、海里與有力焉、初受命、屬籍比局、萌覬覦、而遙輦故族尤解望、海里多先帝知人之明、而素服太祖威德、獨歸心焉、以故、太祖託爲耳目、數征討、旣清內亂、始置遙輦敞穩、令海里領之、天顯初征渤海、海里將遙輦糺、破忽汗城、師班、卒。

とあり、鮮質可汗の子として傳へられて居る敵刺の傳には、

太祖踐阼、與敞穩海里同心輔政、太祖知其忠實、命掌禮儀、且諉以軍事、後以平內亂功、代轄里爲奚六部吐里、卒。

とある。海里は遙輦帳族の行政官なる遙輦敞穩となり、敵刺と共に動もすると不平の心を起す遙輦帳族をよく指導して阿保機を輔け屢々その帳下の軍なる遙輦糺を率ゐて征討にも從つたことが窺はれる。然し彼等は太宗朝初年頃(天顯元年)までには共に死歿した。天顯二年十二月の條に

丁未、詔、選遙輦氏九帳子弟可任官者。

とあり、同四年二月の條に

庚戌、閱遙輦氏戶籍。

とあるのは彼等の死歿後に行はれたことであらう。遼室の權力が次第にこの九帳族の中にも徹底して行つた樣が想像出來る。

遼史(卷八九)耶律庶箴傳に

上表乞廣本國姓氏曰、我朝……姓氏止分爲二、耶律與蕭而已、始太祖制契丹大字取諸部鄉里之名、續作一編著于卷末。云々

とある。遼初契丹諸部の名が文字に記されたのは、神冊五年契丹大字の制定されたより後のことであるが、諸部が分合され、新に八部が成立し、その住地を以て名としたのは蓋し諸部大人誘殺後程ないことであつたであらう。（未完）

【補　註】

① 突厥の復興に就いて、註57、岩佐精一郎遺稿所載、頁（一五二―一五五）

② 外務省調査部譯、蒙古社會制度史、頁一〇一。

③ ウラヂミルツオフは「ネケルの中からは士官だけでなく、行政官も出た」と言つて居る。蒙古社會制度史、頁一〇二。

④ 拙稿、橋本增吉氏の「遼の建國年代に就いて」を讀む。東洋史研究第一卷第五號。

⑤ 遼代の漢城と炭山、東洋學報第一卷第三號。

田村實造氏はこの箭内博士の比定に疑義を抱かれて居る。（遼初史釋疑三題、東洋史研究第三卷第二號）

その理由は大體左の三である。

一は、祖州附近を本地とする迭剌部をその中樞的勢力として居る阿保機が、南方遙かの長城附近に移り、漢人のみを賴りとしたとは到底考へ難く、且つ僅か一二年で再び北移したなどの事も不審に思はれ、更にこの方面が當時尙奚の勢力範圍に在つたものの如く考へられること。

二は、漢城附近に契丹諸部が賄ふに足るべき鹽池が存したことに就いて、契丹本部がわざわざ遙か南方の灤河の上流地方に專ら鹽の供給を仰いだと見るよりも、寧ろこれをタプスノールに比定するのが妥當と考へられること。

三は、漢城は果して箭内博士の考定される如く、固有名詞であらうかとの疑問である。

田村氏は右の如き疑問より箭内博士の灤河上流域說に反對されて、西樓（上京臨潢府）說を出された。然しこれ等の疑問は未だ本質的なものではなく、箭内博士の基據とされた宋白の續通典の記事を抹殺し去るには尙微力と言ふべきであらう。

第一の疑問に就いては、當時の事情を拙稿本論の如く解すれば特に疑問とするの必要はなく、又漢高祖實錄には領本族と

あり、資治通鑑には率種落とある如く、その時阿保機は決して漢人のみを率ゐたのではなく、世里氏一族の他に、これに隸屬した部曲奴婢は勿論、所謂腹心部をさへ率ゐて居たと推せられるのである。更に灤河上流地方が西奚の勢力範圍とされるのは全く理由のないことで、當時西奚の任地は嬀州(今の懷來)であるから、山岳重疊せる長城地帶を隔てた獨石口外の灤河上流地方にまでその勢力が及んで居たとは到底考へられない。且つ契丹本據地から今の多倫諾爾方面へ出で更に長城を越えて雲中(大同)に達する交通路は、西奚の尙存した契丹の太祖太宗時代にも自由に往來されて居たところである。その途中に當る灤河上流の地が、漢城の所在地と考へられても西奚との關係からは少しも不都合はない。

第二の疑問に就いて見ると、灤河の上流に在つた炭山の附近にも遼代に鹽泊の利があつて、阿保機漢城物語の條件に適つて居ることは、本論に於いて述べた如くである。只シラムレン流域に住した契丹の本部が、斯る遠方に鹽を求めたことは聊か疑問の餘地がないではない。然し次の事實に注意すればその疑問も氷解するであらう。遼史(卷六〇)食貨志には鹽筴の法に關して、

(太祖)及征幽薊、還次于鶴剌濼、命取鹽給軍、自後濼中鹽益多、上下足用

とある。この濼の所在地は明確にはこれを知り得ないが、漢地を征して還る途上に寄つたところであるから、漢界に近かつたと見るのが妥當であらう。

斯く考へてこの鶴剌なる名を更に他に求めると、遼史には鶴剌唐古なる部族名が見える。これは營衞志(卷三二)によると聖宗が唐古戸を以て置いたもので、西南面招討司に屬して居たやうである。これは鶴剌なる地に屯住した唐古部なるによりその名を得たと思はれるから、その住地はこゝに問題とする鶴剌濼の近邊に在つたと考へても不都合はなからう。而してこの部族の官轄は前述の如く西南面招討司である。その住地も亦契丹の西南面に在つたと見るべきであらう。斯く考へると鶴剌濼も亦西南面招討司官轄内に在つたと見られ、從つて灤河の上流の炭山より西方に在つたと見てもよいやうである。太祖時代斯くの如き地方に契丹人が鹽の供給を仰ぎ、上下用ふるに足りたと記されて居るから、遼初には契丹人は鹽の供給を漢界に近い地方に仰いだと見るべきである。〔更に遼史食貨志の他の記事を見ても、その事が察せられ、大鹽濼(廣濟湖)より鹽の供給を仰いだのは寧ろ後のことのやうである。〕太祖三四年頃契丹八部が、古漢城附近に鹽の供給を仰いだとしても少しも不思議はない。阿保機初年に於ける黑車子室韋の經略等の事實から見て、この地方が早くから阿保機の勢力下に歸して居たと察せられる。阿保機の統制下に置かれたのは大鹽濼地方よりは炭山附近の方が寧ろ早かつたのであらう。更に黑車子室韋の經略は太祖三年九月で一段落し、五年正月には西奚を親征して居る。この間に起つた漢城事件當時炭山地方が阿保機の勢力下に在つたことは全く疑ない。

第三の疑問に就いては、遼代漢城と呼ばれたものは一ではなく、これが固有名詞でないことは勿論である。然しこゝに問題とする漢城は古漢城とも呼ばれ、特に古なる文字が冠記されて居るところに注意を要する。阿保機の漢城物語を支那に傳へた最初のものは、漢高祖實錄(資治通鑑も亦同じ)であるがこれには特に古漢城と記されて居る。この實錄の編者の一人なる賈緯に就いては舊五代史の彼の傳には開運中、累遷中書舍人、契丹入京師、隨契丹至眞定、後與公卿還朝、授左諫議大夫とある。蓋し漢城物語はその時の傳聞に基くものであらうと考へられる。されば契丹人は開運中卽ち遼太宗末年頃この城を古漢城と呼んで居たと推して大過なからう。これに特に古なる語を附して他と區別して居るのは、他にこれより新しい漢城があつたためではあるまいか。

臨潢府の南城も漢城と呼ばれて居たことは疑ないが、これが漢城と呼ばれたといふ事實を傳へた最初のものは、宋開寶中(遼景宗朝)の編纂に成る舊五代史で、これは蓋し周廣順中(遼穆宗朝)契丹より歸正して西樓(臨潢府)の事情や漢人の生活を傳へて居る胡嶠等の報告(陷虜記)に據つたのであらう。さればこれによつて臨潢府の漢城の成立を古きものと見ることは出來ぬ。遼史地理志は臨潢府治の所在地と推せられる臨潢縣に就いて、太祖天贊初南攻燕薊、以所俘人戶、散居潢水之北、縣臨潢水、故以名地、宜種植とある。臨潢府が漢人を以て充實せしめられたのは天贊初年以後のことで、漢城の成立もこれより後のことと考へられる。勿論臨潢府の城郭はこれより以前旣に神册三年漢人康默記をして城かしめ、これを皇都と呼んだ。更にそれ以前にはこれを龍眉宮と言ひ、太祖の二年に明王樓がこゝに建てられたことは言ふまでもない。然し遼史地理志にはこの地に就いて記して太祖取天梯別魯等三山之勢于輦甸、射金鯤箭以識之、謂之龍眉宮とあつて阿保機がこゝに地を卜した當初には、この地も輦甸に過ぎなかつたやうである。又北蕃地理には、建所居部落爲西樓、西樓有樓數閒而已。後燕人所敎、乃爲城郭宮室之制、邑屋門皆東向、如車帳之法とある。皇都の築城は漢城の成立を意味するものでないこと勿論なるが、それ以前西樓と呼ばれるに至つた頃にも樓が數閒あつたのみである。太祖三四年の交に斯くの如き地に古漢城があつたとは考へられない。されば阿保機物語に於ける漢城は箭內博士の論證せられた如く、灤河の上流地方に在つたと見るのが妥當で、これに對する田村氏の疑問の論據は尙不十分と感ぜられるから敢て箭內博士の說を採り、遼太宗朝の契丹人はこれを臨潢府の漢城と區別するために、特に古漢城と稱したと考へた次第である。

⑥ 東胡民族考(第十三回)、史學雜誌第二十四編第一號、頁(四一—四三)及び頁一八。

⑦ 遼史太祖紀七年のところに六月至楡嶺、以轄賴縣人掃古非法殘民、磔之、甲申登都庵山、撫其先奇首可汗遺跡云々とある轄賴縣も亦霞瀨益石烈と同じであらう。

⑧ 拙稿、遼の建國に就いて、東洋史研究、第二卷第三號、頁(三三—三四)及び註⑳㉑、頁(四一—四三)。